

# アンカーニュース

外形標準課税 税逃れ、減資横行 —— 総務省が本格調査

利益の有無にかかわらず資本金額などに応じて課税される「外形標準課税」を逃れるため、企業が意図的な減資（資本金の減額）をしている例があるとみて、総務省が本格的調査に乗り出しました。資本金100億円以上の企業が課税対象外の1億円以下に引き下げのようなケースも出ているとのこと。課税逃れの実態が明らかになれば、税額の算出方法見直しも検討する模様です。

企業の所得（利益）に課税する方式では、赤字企業は税金を納めなくて済むため、①税収が景気動向に左右されやすい②行政サービスを受けながら納税しない形になり、受益と負担の関係が崩れるなどの問題があります。このため、2004年4月から都道府県に納める法人事業税の一部に外形標準課税が導入されました。税額は資本金額の0・2%と給与総額などを合わせた「付加価値」の0・48%。中小零細企業に配慮し、資本金1億円以下は非課税となっています。

課税対象は約3万2000社で、このうち従来なら赤字のため法人事業税を納めていなかった約1万5000社で新たに税負担が発生し、3月期決算企業に限ると、2004年度は赤字法人から1681億円の納税がありました。

ところが、総務省が昨年、都道府県を通じて3月期決算企業を調べたところ、1044社が資本金を1億円以下に減らし、外形標準課税の対象外になっていました。

昨年の調査は3月期決算企業に限定した上、減資目的や減資後の資本金額は調べておらず、課税逃れの減資か、経営難から借金返済などのために資本金を取り崩したのかが判別できないため、総務省は3月期決算以外の企業も対象に、減資後の資本金額などを調べるよう7月に都道府県に依頼しました。



発行者

合 同 事 務 所 ア ン カ ー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目21番4号

新日本ビルディング赤坂4階

TEL 03-5575-3458 FAX 03-5575-9385

担当：朝比奈